

## 世田谷区特別支援教育推進計画（素案）からの主な変更点

## ○計画の構成に関する変更

第1章「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方の概要」を資料編へ移動し、第3章「計画の位置づけ及び計画期間」を第1章へ繰り上げる。

## ○年次計画の記載方法に関する変更

予算編成の状況を踏まえ、数値目標があるものについては明記する。

頁	該当箇所	変更点
2	第1章 ■ 計画期間	<p><b>次の内容を追記</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ せたがやノーマライゼーションプラン、世田谷区発達障害支援基本計画等の計画期間を追記</li> <li>○ 計画の位置づけ（イメージ）</li> </ul>
3	第2章 1 世田谷区における「障害者差別解消法」施行に向けた対応	<p><b>次の内容を追記</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区立小・中学校に勤務する教職員についても、世田谷区が策定する「基本方針」や「職員対応要領」に基づき、取り組んでいくこととなります。</li> <li>○ また、平成27年11月には、区の基本的な考え方などを定めた「基本方針」（素案）及び、職員が適切に対応するための「職員対応要領」（素案）を策定しました。区のおしらせ「せたがや」やホームページで公表するとともに区民意見募集を行い、基本方針等へ反映できるよう取り組んでいるところです。</li> </ul>
4	第3章 1 世田谷型インクルーシブ教育システム	<p><b>世田谷型インクルーシブ教育システムの考え方を追記</b></p>
5	第3章 2 計画の体系図 大項目 I 特別支援教育の推進体制	<p><b>次の内容を反映</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中項目【2】通常の学級における支援において、小項目の「⑤小1サポーター制度の検討及び取り組み」を「④地域ボランティア制度の検討及び取り組み」へ統合</li> <li>○中項目【4】途切れない支援体制及び小項目「①支援情報の引継ぎの充実」を新たに追記</li> </ul>
8	第3章 3 具体的な取り組み内容 【2】通常の学級における支援	<p>小項目の「⑤小1サポーター制度の検討及び取り組み」を「④地域ボランティア制度の検討及び取り組み」へ統合したため、説明文を修正</p>

頁	該当箇所	変更点
1 1	第3章 3 具体的な取り組み内容 【4】途切れのない支援体制	小項目「①支援情報の引継ぎの充実」を新たに追記
1 4	第3章 3 具体的な取り組み内容 【6】「特別支援教室」への対応	年次計画に「発達障害に関する理解啓発」を追記
1 9	第3章 3 具体的な取り組み内容 【9】医療的ケアに関する研究・検討	年次計画について、きめ細かな表現に修正